



STOP! 介護崩壊 介護ウェブ 2009 推進ニュース

— 介護ウェブの “Big Wave” をおこそう! —

「介護ウェブ推進ニュース」200号 に向けて 各地の取り組みをお寄せください!

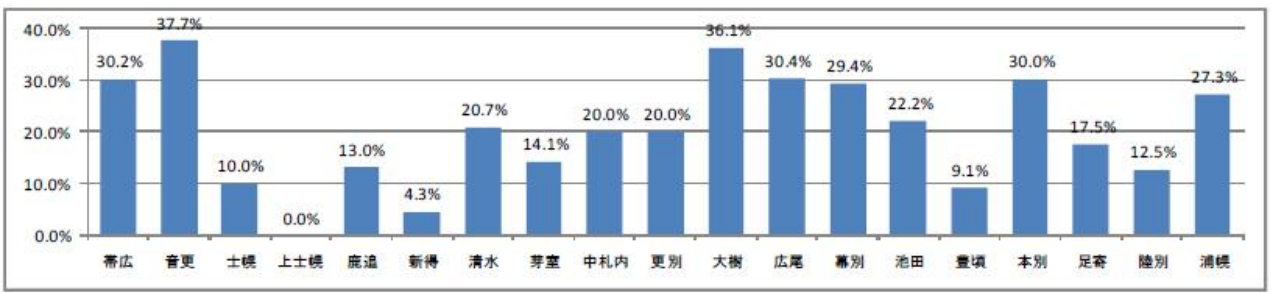
これは大変 新介護認定方式「軽度」判定続出26.3% これでは必要なサービスが受けられない!? (北海道 十勝)



小池晃議員(日本共産)が参院厚生労働委員会で帯広市の例を取り上げました(6/16)

先月、居宅介護支援事業所白樺(十勝勤医協)の笠松所長より、帯広市の認定結果についての情報がありました。その結果を見ると、更新者の経過措置(=本人が希望すれば従来の介護度が適用される)が適用されなかった場合の二次判定で、30.2%の方が軽度に判定されていました。この結果を受けて、社保協として十勝管内各自治体の状況を調査したところ、19市町村全体では26.3%が軽度に判定されており、最も軽度判定率が高いのは音更町で37.7%、次いで大樹町36.1%、広尾町30.4%となっていました。経過措置適用後は8.4%に減少していますが、運用や対応は自治体によって様々です。

厚生労働省の通知が出された4月17日以前に更新申請があった人については、「適用除外」として軽度に判定が出ててもそのまま決定しているところや、認定審査会を開催せずに待って、経過措置が受けられるように対応したところもありました。(十勝社保協事務局ニュース No.2 2009年7月2日より)



石川県 4月、5月の更新認定者3,269人 経過措置適者を希望された人2,760人 84% (石川)

09年6月24日、石川県議会予算特別委員会で、共産党の尾西県議が、新介護認定の問題を質問しました。その質疑概要を紹介します。

【尾西洋子委員】

介護保険制度について健康福祉部長に質問致します。待機者38万人、相次ぐ介護殺人、低賃金で離職者続々、事業所倒産、利用者も労働者も事業者も保険あって介護なしでみんな大変で「こんなはずではなかった」、これが介護の社会化を目指して発足した介護保険10年目の現実ではないでしょうか。その上、この4月から始まった新しい介護認定制度で県内でも深刻な事態が広がっております。県内のある自治体では、今回の認定更新者で123人のうち軽く判定されたのは32人、26%、前回より重く出たのは41人で33%でした。要介護の方48人中11人も要支援へ変更、30%もです。また、要介護5の9人中、要介護4・3〜7人、78%が軽くなり、全く動けない人が3に下がったなどあります。このままでは特養ホームから出ざるを得ない人、利用者負担はサービスの上限額の範囲内なら1割負担ですが、例えば介護度1は16万が上限、それが要支援1になりますと5万円減ります。

肺がん末期の方で週 9 回ヘルパーがきていたのが週 2 回になりました。「これでは生活できない」という悲鳴が上がっております。国民の批判の前に厚労省は 4 月の実施後 10 日で希望すれば更新前の認定で介護保険が受けられるようにするという経過措置をとりました。そこでお聞きします。県内の要介護認定者の総数は 4 万 6,800 人近くだそうですが、4 月、5 月の更新認定者は何人で、その経過措置希望者はどれだけだったのか。また、新認定制度での判定結果について従来より軽くなった人何人、何%、重くなった人何人、何%か、お聞きします。

【針田哲健康福祉部長】

要介護認定に係る県内の 4 月及び 5 月の 2 カ月間の更新認定者については 3,269 人となっております。このうち今回の要介護認定の見直しに伴い請じられた経過措置の適用を事前に希望された方は、県内で 2,760 人、全体で 84 %となっております。なお、新たな認定制度による判定結果につきましては、国が現在集計のためのシステムを改修中でありまして、現時点で数値を把握できない状況になっております。ただ、国が昨年見直しに当たって実施した検証のためのモデル事業では 1 次判定の結果において従前よりも軽度判定された方が約 20 %、重度判定された方が約 23 %あり、一律に軽度にシフトしているようなものにはなっていないという状況にあります。

【尾西洋子委員】

次に介護認定で介護者に対して新しい認定制度で、あなたはどれだけになれたのかということが判定結果が知らされておられません。新制度による判定結果について知らせるべきだと思うんですね。そして、利用者に情報を隠しての検証では意味がないと思うんです。県としても実態を把握して検証する必要がありますので、把握していることを報告ください。そして、なぜこういうマスコミからも介護切りと批判されたような認定方法になったのか。その背景には費用の削減ねらいがあったことが 4 月 2 日の国会で明らかになっております。内部資料には介護報酬を 09 年度 3 %引き上げた。その財源確保にどうするかと具体的に書かれているんですね。介護認定にかかわっては認定区分を 1 割下げただけで 1,080 億円とか、また要介護認定の結果が非該当の人をふやして 84 億円など、こういう試算が示されてのことです。そして、その方法も示しているのが認定調査費用のテキストなんですね。それによって県内でも説明されて結果が出ているわけですから、しっかりとつかんでください。そして、この大もとにあるのは国の社会保障予算、毎年 2,200 億円削減の政府の骨太方針があります。また新認定制度そのものは財源確保のためなので県民の安心医療、介護をちゃんと守ろうとすると国に中止を求めるべきだと思うんです。国民の負担が重い最大の原因は介護保険制度が始まったときには国は 50 %持っていたのを今 22.8 %まで引き下げました。全国市長会や全国町村会も国庫負担割合を 5 %今すぐ引き上げよと要求しておりますけれども、この点についても国に求めるべきだと思いますので、部長の答弁を求めます。

【針田哲健康福祉部長】

新制度の判定結果を知らせるべきだというお話ですけれども、国は今回の経過措置の適用につきましては従来の要介護度を利用者にあわせて知らせることは想定していないというふう聞いております。しかしながら、新たな認定制度に基づく判定結果を経過措置による判定結果にあわせて利用者にお知らせするという事は、御本人が制度上の判定結果を知ることにより制度への理解が深まるということも考えられることもありまして、今後、保険者である市や町と相談していきたいというふうに思っております。続きまして、国への要望の話ですけれども、現在新たな要介護認定の制度につきまして現在引き続き国において検討が続けられているというふうに認識しております。県といたしましてはその動向を十分注視していきたいというふうに考えております。なお、県ではこれまでも全国知事会等を通じまして適切な水準の介護報酬の設定などについて国へ要望してきたところでありますし、今後ともより安定した持続可能な制度としていくよう改善を要するものについては引き続き国へ要望してまいりたいというふうに考えております。(石川社保協ニュース 2009 年 7 月 3 日より)

お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp